**産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手続**

　**香川県知事の許可があれば、原則として県内全域で産業廃棄物収集運搬業を行うことができます。**

　　　**（例外）高松市長の許可を要する場合**

**・高松市内で積替え保管を行う場合**

**・高松市内のみで業を行う場合**

１　書類の提出先…………〒７６０－００８０　高松市木太町２２８２番地１

　　　　　　　　　　　　高松市環境局環境指導課

　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：（０８７）８３９－２３８０

　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：（０８７）８３７－１４５８

２　書類の提出部数………１部(申請書において控えを必要とする場合は２部作成してください。)

３　申請手数料……………事前協議終了後、許可申請書の提出の際に、**現金**で納めてください。（平日：午後２時までに）

　　　　　　　　　　　　納入通知書により、金融機関で納付することもできます。その場合、協議の段階でお申し出ください。また、申請書提出の際には、領収書（写し）も同時に提出してください（ＦＡＸ可）。

　　　　　　　　　　　　（**注意：証紙、印紙での納付はできません。**）。

**変更許可　＝　７１，０００円**

４　手続きの概要

　　　申請に関する協議　　＊事業計画の概要を聴取し、手続き等について説明します。

　　　　　　↓

　　　事前協議書の提出　　＊書類審査を行い、不備書類等の訂正を指示します。

　　　　　　　　　　　　　　積替（保管）施設等は、現地調査を行います。

　　　　　　↓

　　　許可申請書の提出　　＊法第１４条の２第１項の規定による申請。

　　　　　　↓

　　　許　　　　　　可　　＊許可証を交付します。なお、積替（保管）施設を設置す

　　　　　　　　　　　　　　る場合は、その竣工を確認した後の許可になります。

　　　　　　↓

　　　事　業　開　始

（注意）　なお、申請手数料は、納入後の取下げ又は不許可となった場合でも返却することはできません。また、それぞれの申請内容により手続きに若干の違いがありますので、あらかじめご承知おきください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２．９．２２　改正

５　必要な提出書類

　(1)　産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書

　(2)　法人・個人別の提出書類

　　ア　申請者が法人の場合

①　定款又は寄附行為（財団法人の場合）及び登記事項証明書（※更新の場合：登記事項証明書の履歴事項全部証明書（３ヶ月以内に発行されたもの））**《登記事項証明書とは旧登記簿謄本》**

②　直前３年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書（別表１、 別表４）の写し（税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるもの）及び法人税（国税）の納付すべき額と納付済額を証する書類（法人税の納税証明書 その１ 納税額等証明用（３ヶ月以内に発行されたもの））

③　役員（取締役又はこれに準ずる者）及び使用人の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）

＊使用人　　　　　　本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）の代表者

　　　　　　　　　　　　　　契約を締結する権限のある事業所の代表者

④　相談役、顧問の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）

⑤　発行済み株式総数（出資額）の百分の五以上を保有（出資）する者の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）、法人は登記事項証明書（履歴事項全部証明書（３ヶ月以内に発行されたもの））

⑥　③、④、及び⑤のうち個人の者の、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（成年被後見人、被保佐人とする「登記されていないことの証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）」（必要に応じて医師の診断書））

　　イ　申請者が個人の場合

1. 本人及び使用人の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）

＊使用人　　　　　　本店又は支店（主たる事務所又は従たる事務所）の代表者

　　　　　　　　　　　　　　契約を締結する権限のある事業所の代表者

1. 本人及び使用人の成年被後見人、被保佐人とする「登記されていないことの証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）」（必要に応じて医師の診断書）、資産に関する調書（業を行う上で資金等の出入りが分かる通帳を持参することなど）
2. 直前３年の確定申告書の写し及び所得税の納付すべき額と納付済額を証する書類（所得税の納税証明書 その１ 納税額等証明用（３ヶ月以内に発行されたもの））

※ア・イいずれの場合も、協議者が未成年者で営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない場合には、その法定代理人の住民票（３ヶ月以内に発行された本籍記載のもの）及び成年被後見人、被保佐人とする｢登記されていないことの証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）」等、また、外国人の場合は、住民票（３ヶ月以内に発行された国籍等記載のもの）を添付

　(3)　共通の提出書類

1. 欠格要件に該当しない旨の誓約書
2. 事業計画書
3. 資金計画書
4. 事業を行う技術的能力を説明する書類（(財)日本産業廃棄物処理振興センターの産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会修了証の写しなど。

受講者：法人―代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする地域に存する事業場の代表者。

個人―当該者又は業を行おうとする地域に存する事業場の代表者。）

1. 収集運搬車輌等に係る一覧表
2. 運搬車のカラー写真等（正面、側面、表示が確認できるもの）及び検査証の写し

　　（※車検証の電子化以降は、「自動車検査証記録事項」を提出してください。）

1. 運搬船のカラー写真等（側面、表示板が確認できるもの）及び検査証の写し
2. 積替（保管）施設の土地及び建物の登記事項証明書（３ヶ月以内に発行されたもの）
3. ⑥・⑦・⑧の使用権原を証する書類（名義が申請者以外の場合）
4. 運搬容器の写真又は図面
5. 積替保管場所の公図、構造を明らかにする図面及び付近の見取り図
6. 産業廃棄物の積替え保管場所に係る掲示板の記載内容がわかる書類（※申請時に提出すること）
7. その他、市長が必要と認める書類

|  |
| --- |
| 事前協議終了後、産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書を提出 |

**成年被後見人、被保佐人とする「登記されていないことの証明書」について**

その請求に当たっては、以下の点に留意してください。

１　証明の受ける方（対象者）の欄には、**「氏名、生年月日、住所、本籍」を住民票の記載どおり、字画をはっきりと、住所・本籍については、番号・地番等まで正確に記入し、証明を受けてください。**

　　成年被後見人の記録を有する者でも、「氏名、生年月日、住所、本籍」を誤って記入し、証明の申請を行ってしまった場合、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」との誤った証明書が発行される恐れがあります。

２　証明書の請求先

　　〒102－8225　　東京都千代田区九段南１－１－１５　九段第２合同庁舎（４階）

　　東京法務局　民事行政部　後見登録課　電話　０３－５２１３－１２３４（代表）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０３－５２１３－１３６０（ダイヤルイン）

　　〒760－8508　　香川県高松市丸の内１－１

　　高松法務局　戸籍課　　電話　０８７－８２１－６１９１（代表）

３　請求方法

　　証明書の交付請求については、印鑑・委任状等を要することがあるので、予め上記の東京法務局、高松法務局又は各地方法務局にお尋ねください。

様式第７号（第１７条関係）　　　　　（１枚目の表）

|  |
| --- |
| 産業廃棄物処理業の事業範囲の変更協議書　　年　　月　　日（宛先）高松市長協議者郵便番号　住　所　　　　　　　氏　名　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）電話番号　産業廃棄物収集運搬業産業廃棄物処分業 の事業範囲の変更を行いたいので、高松市産業廃棄物処理指導要綱第１７条の規定により、関係書類等を添えて提出します。 |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年　　　月　　　日　第　　　　　　　　　　号 |
| 収集運搬業・処分業の区分 |  |
| 許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。） |  |
| 変更の内容 |  |
| 変更理由 |  |
| 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。） |  |
| 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要 |  |
| 担当者及び連絡先 | 担当者名連絡先 |

（日本産業規格　Ａ列４番）

（１枚目の裏）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日) | 都道府県・市名 | 許可番号(申請中の場合には、申請年月日) |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 申請者(個人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　　　(法人である場合) |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
| 法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合) |
| 　 | （個人である場合） |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
|  | 役員(法定代理人が法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
|  |  |  |
|  |  |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |

（２枚目）

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | 　　　　　　　　 　株 | 出資の額 |  |
| （ふりがな）氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　籍 |
| 割　　合 | 住　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 政令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　名 | 生 年 月 日 | 本　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 備考　１　「法定代理人」の欄から「政令第６条の１０に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。２　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 |

（第１面）

|  |
| --- |
| 事業計画の概要１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 |
|  | (特別管理)産業廃棄物の　種　類 | 運搬量(t/月又はｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地） |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 |
|

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格 Ａ列４番）

|  |
| --- |
| ３．運搬施設の概要 (1) 運搬車両一覧 |
|  | 車体の形状 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（kg） | 所有者又は使用者 | 備考 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |
| 事務所の所在地 |  |
| 駐車場の所在地 | * 付近の見取図を添付すること。
 |
|  (2) その他の運搬施設の概要 |
| 運搬容器等の名称 | 用　　途 | 容　　量 | 備　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（第２面）

（第３面）

|  |
| --- |
| (3) 積替施設又は保管施設の概要※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|

（第４面）

|  |
| --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）従業員数の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日現在 |
|
| 申請者又は申請者の登記上の役員  | 政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| 　　　　　人 | 　　　　　　人 | 　　　　　　人 | 　　　人 | 　　　人 | 　　　人 | 　　　人 | 　　　人 |

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|

（第５面）

（第６面）

運搬車両の写真

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |
| 前面写真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。　　　注意事項　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。　　　　・ナンバープレートが確認できること。　　　　 |
| 側面写真 | 　　　注意事項　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。　　　　・名称等の車体の表示が確認できること 　　　　　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 　　　　　　　　収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 　　　　　　　　表示されていること。 　　　車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 　　　　　　　　写真も添付すること。 |
|  | 撮影 | 　　年　　月　　日 |

（第７面）

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 　　　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 |  |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 　　　　年　　月　　日 |

（第８面）

|  |
| --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 |
| 内　　　訳 | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する資金の総額 |  |
|  | 土　　　　地 |  |
| 事務所 |  |
| 収集運搬車両 |  |
| 積替保管施設 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 調達方法 | 自己資金 |  |
| 借　　入　　金 |  |
| （借入先名） |  |
|  |  |
|  |  |
| そ　　の　　他 |  |
| 増　　　　　資 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること |
|

（第９面）

|  |
| --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）年　　月　　日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 |  |
|

（第10面）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）高松市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

様式第十号(第十条の九関係)

(第1面)

|  |
| --- |
| 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書　　年　　月　　日　高松市長　　　　殿 申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、 | 産業廃棄物収集運搬産業廃棄物処分 |
| 業業 | の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 |
| 許可の年月日及び許可番号 | 　年　　月　　日　第　　　　　号 |
| 収集運搬業・処分業の区分 | 　 |
| 許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。) | 　 |
| 変更の内容 | 　 |
| 変更理由 | 　 |
| 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) | 　 |
| 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 | 　 |
| ※事務処理欄 | 　 |

(日本産業規格　Ａ列４番)

(第2面)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日) | 都道府県・市名 | 許可番号(申請中の場合には､申請年月日) |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 申請者(個人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 |
| 　　　(法人である場合) |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
| 法定代理人(申請者が法第14条5項第2号ハに規定する未成年者である場合) |
| 　 | （個人である場合） |
| (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 住所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| (ふりがな)名称 | 住所 |
| 　 | 　 |
|  | 役員(法定代理人が法人である場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |

(第3面)

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき) |
| 　 | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 | 　 |
| (ふりがな)氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本籍 |
| 割合 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合) |
| 　 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 備考　1　※欄は記入しないこと。　2　「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。　3　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。　4　都道府県知事が定める部数を提出すること。 |
| ※手数料欄 |